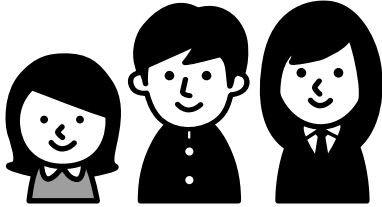


令和2年4月  
診療分～

# こどもの医療費・ひとり親家庭等医療費が変わります！

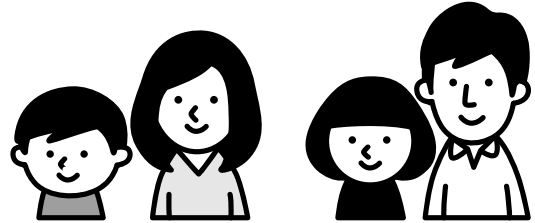
## こどもの医療費

こどもの医療費無料化の対象年齢について、18歳に達した日以降の最初の3月31日まで拡大



## ひとり親家庭等医療費

すべての対象者について、窓口払い・自己負担金を廃止



**!** こどもの医療費拡大の対象者のうち、次の方は新たに登録申請が必要です

対象／平成14年4月2日～平成16年4月1日生まれのお子さん。ただし、次の①～④に該当する場合は対象外となります ①保険証をお持ちでない ②婚姻をしている ③就労等で扶養を外れている ④他の医療費助成制度を利用している

持ち物／○受給者（保護者）の口座が確認できるもの  
○お子さんの健康保険証

注意事項／○対象者には、10月下旬以降に登録申請書を郵送します。

○ひとり親家庭等医療費受給資格が停止中で、対象となるお子さんがいる場合は、手続きが必要です

○今年度、多子世帯・高校生等入院にかかる医療費助成制度の登録が済んでいない方は、お早めの手続きをお願いします

申請期間・場所／11月1日(金)～11月29日(金)に、持参・郵送で子育て支援課又は両支所福祉グループ  
※原則として、申請期間を過ぎると、年度内に新しい受給者証を送付できません。お早めの手続きをお願いします

### 【共通事項】

窓口払い廃止となる医療機関／市内の内科・歯科・薬局  
窓口払いとなる場合／○一医療機関でひと月の医療費が21,000円以上かかったとき

○市外の医療機関にかかったとき

○柔道整復（整骨・接骨）鍼灸にかかったとき

○コルセットなどの治療用器具を作ったとき

その他／全対象者に新しい有効期間の入った受給者証を令和2年3月中旬以降に送付します

問い合わせ／子育て支援課給付担当（内線2638）



▲受給者証（こどもの医療費＝ピンク色、ひとり親家庭等医療費＝黄色）

## 冬休み「長期休業期間限定児童クラブ」を開設

通年の児童クラブの要件を満たしていなくても、保護者の就労等で冬休み期間中に保育が必要な児童を受け入れします。

期間／12月25日(水)～令和2年1月7日(火) ※年末年始を除く

場所／長期休業期間限定児童クラブ鴻巣（本町3-12-18）

定員／40人

注意事項／○保護者の就労状況等を審査のうえ、入室を決定します

○児童の安全確保の観点から、原則、入退室は保護者等が行ってください

申込み／10月15日(火)～11月15日(金)に、こども応援課・両支所福祉グループに備えの申込書（市ホームページにもあります）に必要事項を記入し同所へ提出

問い合わせ／こども応援課放課後児童担当（内線2621・2622）

